

石川県公報

平成26年8月1日

第12719号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示	
○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	1
○保安林の指定 (森林管理課)	1
○歳入の徴収事務の委託 (同)	2
○公有水面埋立て工事の竣工の認可 (水産課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	3
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	4
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	5
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	6
○土地改良区の役員就任公告 (同)	6
○土地区画整理組合の設立認可公告 (都市計画課)	7
○土地区画整理組合の理事退任公告 (同)	7
○土地区画整理組合の定款の変更認可公告 (同)	8

告

示

石川県告示第352号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
中能登町全域	平成26年9月4日(木) (午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	社会福祉センター
加賀市のうち 橋立小学校、金明小学校及び黒崎小学校の各通学区域	平成26年9月8日(月) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	石川県漁業協同組合 加賀支所荷捌き所
加賀市のうち 山中地区並びに山代小学校、東谷口小学校、庄小学校及び勅使小学校の各通学区域	平成26年9月9日(火) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	山代地区会館
加賀市のうち 湖北小学校、片山津小学校、動橋小学校、分校小学校及び作見小学校の各通学区域	平成26年9月10日(水) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	動橋地区会館
加賀市のうち 錦城小学校、錦城東小学校、三木小学校、緑丘小学校、三谷小学校及び南郷小学校の各通学区域	平成26年9月11日(木) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	大聖寺地区会館

石川県告示第353号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所
白山市瀬戸ネ2の15から2の18まで
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第354号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
県営林造成事業委託事業に係る間伐材等売払代金の徴収事務	金沢市幸町12番1号	公益財団法人石川県林業公社	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

石川県告示第355号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 認可年月日
平成26年7月22日
- 2 認可を受けた者の名称
七尾市
- 3 埋立区域
 - (1) 位 置
七尾市庵町ウ之部141番2、125番及び124番1に接する堤塘である国有地の地先公有水面並びに同部107番3、107番1及び107番4に接する赤道である国有地の地先公有水面
 - (2) 区 域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成12年の秋分の日^との満潮位(D.L.+0.54メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 庵灯台(北緯37度02分18秒087、東経137度02分50秒664)から355度31分22秒 626.78メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から 104度30分00秒 42.99メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から 95度30分00秒 145.58メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から 185度30分00秒 125.40メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から 275度30分00秒 8.00メートルの地点

- ⑥の地点 ⑤の地点から 5度30分00秒 2.50メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 275度30分00秒 127.50メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 185度30分00秒 105.50メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から 268度29分52秒 26.45メートルの地点

(3) 面積

28,776.37平方メートル

- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立て免許年月日及び番号
平成14年10月15日
石川県指令水第2321号
- 6 法第22条第3項の市町村名
七尾市

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 F I P
- 3 代表者の氏名
塩見 貴正
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市松村町ヌ68番地5号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、森林環境教育の普及に関する事業を行い、森林環境教育の普及、森林や自然保護の意識の高揚、森林資源活用の促進に寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月9日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 石川県自然史センター
- 3 代表者の氏名
古池 博
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市銚子町リ441番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の自然史を中心に広く自然史科学の発展、普及およびその応用に取り組み、石川県内の自然史関連の博物館その他これに類する自然史関連施設（以下「自然史に関する博物館等」という。）の事業の進展に寄与すること、ならびに自然史系団体の育成発展と協力・連携を支援することを通して、県民の自然に対する親しみと理解を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成26年7月17日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 金沢ベースボールクラブ

3 代表者の氏名

能崎 晋一

4 主たる事務所の所在地

河北郡津幡町字横浜い44番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、石川県在住の住民に対して、野球競技の普及、振興に関する事業を行い、野球を通じて青少年の健全育成に努め、地域、スポーツ、野球界の発展に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成26年7月17日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たすけ愛

3 代表者の氏名

鍋野 正道

4 主たる事務所の所在地

金沢市京町20番15号

5 定款に記載された目的

この法人は、年をとっても障害があっても「住みなれた町で、住みなれた家で」安心して住み続けられる地域社会をめざして、支え合い、助け合いの活動を基本とし、福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー新庄店、(仮称)洋服の青山野々市南店

野々市市新庄6丁目720ほか20筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) パロー新庄店

野々市市新庄6丁目720ほか20筆

(変更後) パロー新庄店、(仮称)洋服の青山野々市南店

野々市市新庄6丁目720ほか20筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

ほか2者

(変更後) 株式会社パロー

代表取締役 田代 正美
岐阜県恵那市大井町180番地の1
青山商事株式会社
代表取締役 青山 理
広島県福山市王子町一丁目3番5号
ほか2者

- 3 変更の年月日
平成26年7月23日
- 4 変更する理由
当該敷地内への新規出店のため
- 5 届出年月日
平成26年7月24日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成26年8月1日から同年12月1日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成26年12月1日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パロー新庄店、(仮称)洋服の青山野々市南店
野々市市新庄6丁目720ほか20筆
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,989平方メートル
(変更後) 2,521平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による。
収容台数 190台
(変更後) 位置 縦覧による。
収容台数 109台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による。
収容台数 20台
(変更後) 位置 縦覧による。
収容台数 30台
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 位置 縦覧による。

- 面積 141平方メートル
 (変更後) 位置 縦覧による。
 面積 166平方メートル
 (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (変更前) 位置 縦覧による。
 容量 25.83立法メートル
 (変更後) 位置 縦覧による。
 容量 33.33立法メートル

- 3 変更する年月日
 平成27年3月25日
- 4 変更する理由
 既設駐車場用地への建物新築による
- 5 届出年月日
 平成26年7月24日
- 6 届出等の縦覧場所
 石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
 平成26年8月1日から同年12月1日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
 平成26年12月1日
 金沢市鞍月1丁目1番地
 石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

大崎土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小 村 大	かほく市大崎ト5番地	平成26年3月31日
〃	中 村 修 一	〃 大崎2字19番地	〃
〃	今 村 秀 儀	〃 大崎ル48番地	〃
〃	喜 綿 雅 之	〃 大崎ル1番地	〃
〃	今 村 和 夫	〃 大崎ル37番地	〃
監事	小 村 龍 三	〃 大崎ト6番地1	〃
〃	杉 村 巖	〃 大崎北118番地2	〃
〃	中 村 肇	〃 大崎子130番地	〃

河北潟干拓土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	竹 本 信 幸	河北郡津幡町字清水イ72番地	平成26年6月16日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

大崎土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	小 村 大	かほく市大崎ト5番地	平成26年4月1日
〃	中 村 修 一	〃 大崎2字19番地	〃
〃	今 村 秀 儀	〃 大崎ル48番地	〃
〃	喜 綿 雅 之	〃 大崎ル1番地	〃
〃	石 黒 俊 和	〃 大崎ト14番地2	〃
監 事	中 村 肇	〃 大崎チ130番地	〃
〃	杉 村 久 幸	〃 大崎北166番地	〃
〃	杉 村 武 志	〃 大崎ル4番地	〃

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	太 田 和 夫	河北郡津幡町字太田に121番地1	平成26年6月23日

土地区画整理組合の設立認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称
野々市市柳町土地区画整理組合
- 事業施行期間
平成26年8月1日から平成31年3月31日
- 施行地区に含まれる地域の名称
野々市市柳町の一部
区域内に介在する道路、水路敷を含む。
- 事務所の所在地
野々市市柳町127番地2
- 設立認可の年月日
平成26年7月24日
- 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 公告の方法
事務所及び野々市市役所の掲示板に掲示する。

土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任した旨の届出があった。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市沖周辺土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
西 平 明 夫	小松市沖町ト9番地	平成26年3月8日

土地区画整理組合の定款の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年8月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
小松市沖周辺土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
小松市清六町甲36番地
- 3 設立認可の年月日
平成19年9月19日
- 4 変更認可の年月日
平成26年7月25日